幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件（案）の概要について

平成３０年８月
こども未来部　保育課

１　趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、平成３１年４月から幼稚園型・保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定等の事務が県から権限移譲されます。

認定の要件について、国が定める要件を踏まえ、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第３条１項及び第３項の規定に基づき、自治体ごとに条例で定めることになります。

川越市では、県からの権限移譲に向け「(仮称) 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例」を国の基準を参酌して制定しようとするものです。

２　内容

要件を定めるにあたっては、主務大臣が定める基準を参酌して定めることとされています。

保育所等、保育の別類型の市の基準との関係などから、市独自要件の策定が必要であるかを検討いたしました。

検討の結果、別紙の「幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件（案)」のとおり国基準どおりとする項目と国基準と異なる内容とする項目を整理しました。

３　施行期日

平成３１年４月１日